　　　　　　　　　　避難所運営委員会規約

（趣旨）

第１条 地域住民が災害時の避難所の運営体制を事前に整備して、災害発生時には、地域住民が主体的に避難所の開設及び運営を円滑に行うことを目的として、　　　　　　　　　　避難所運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

（構成）

第２条 運営委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

（１）避難所の近隣に住まう地域住民（以下「地域住民」という。）

（２）施設管理者若しくは施設管理者が指定する者（以下「施設管理者」という。）

（３）松戸市の避難所直行職員（以下「市職員」という。）

（４）運営委員会で承認した地域活動団体及びボランティア団体等

（５）災害時において、避難者から互選された避難者の代表及び避難所運営に従事する者（以下

「避難者代表」という。）

（地域住民の責務）

第３条 地域住民は、町会、自治会及び自主防災組織を中心に、平常時から避難所生活における役割分担や避難所施設の利用方法等を定める。また、災害時においては運営委員会により緊急に避難所を開設する必要がある場合に避難所を開設し、主体的に公平な避難所運営を行うとともに、避難所のルールを守り、共助の精神に基づき、安全で安心な避難生活を行う。

（施設管理者の責務）

第４条 施設管理者は、緊急に避難所を開設する必要がある場合に避難所を開設し、避難所運営が軌道に乗るまでの間、避難所運営に協力するとともに、各委員と連携し、使用する施設の維持管理及び円滑な避難所運営の支援を行う。

（市職員の責務）

第５条 市職員は、避難所を開設し、各委員と連携して、避難所運営の取りまとめを行うとともに、市災害対策本部との連絡調整等を行い、円滑な避難所運営を推進する。

（運営委員会の活動）

第６条 運営委員会は、次の事項について会議し、活動を行う。

（１）平常時の活動

ア 避難所運営委員会の組織・運営委員会の運営に関すること。

イ 避難所開設・運営マニュアルを作成し、必要に応じて修正を行うこと。

ウ 避難所に必要な資機材、備蓄品の維持管理に関すること。

エ 災害時要配慮者支援を含めた地域の連絡体制の確立に関すること。

オ 避難所開設・運営等の訓練の実施に関すること。

カ その他、運営委員会の目的達成に必要な活動に関すること。

（２）災害時

ア 避難所開設・運営マニュアルに基づく避難所の開設と運営に関すること。

イ 地域における安否情報・被害状況の集約に関すること。

ウ その他、避難所運営及び避難に関し必要な事項に関すること。

（役員）

第７条 運営委員会には、次の各号に掲げる役員を置く。

（１）委員長 １人

（２）副委員長 　人

（３）会計 　人

２ 前項に掲げる役員は、第２条に定める者のうちから互選する。

３ 役員に変更が生じた場合は、速やかに松戸市へ報告するものとする。

（役員の職務）

第８条 委員長は、会務を統括し、運営委員会を代表する。

２ 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。なお、委員長は、あらかじめ職務を代理する副委員長を指名しておくものとする。

３ 会計は、収入及び支出の管理、資料作成などの財務管理を担当する。

（役員の任期）

第９条 役員の任期は、１年とする。ただし、再任を妨げない。

２ 前項の役員の任期の期間中において、当該役員が辞任した場合、又は避難所から退所した場合等には、後任の役員を選出するものとする。なお、後任の任期は前任者の残任期間とする。

（会議の開催）

第１０条 運営委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

２ 平常時は、会議を年１回以上開催するものとする。

（経費）

第１１条 運営委員会の開催及び運営に係る経費は別途定める。

（補則）

第１２条 この規約に定められていない事項及び疑義が生じたときは、その都度運営委員会で協議して決定するものとする。

附 則

この規約は、　　　年　　月　　日から施行する。